

## <参考> 高病原性鳥インフルエンザについて

### 1 本病の特徴

- (1) 高病原性鳥インフルエンザとはインフルエンザウイルス感染により、鶏、七面鳥などに高致死性の病原性を示すウイルス感染による疾病をいい、わが国では家畜伝染病予防法の家畜伝染病(法定伝染病)に指定している。
- (2) 我が国において、高病原性鳥インフルエンザとされるのは、国際基準に基づく検査により高病原性ウイルスと判定されたウイルス及び、H5若しくはH7亜型のインフルエンザウイルスの感染による場合である。
- (3) 本病発生の家きん鶏群では突然の死亡率の上昇があり、高い場合には100%に達する。臨床症状は肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死(えし)、顔面の浮腫、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状、下痢等であるが、急性死亡例ではこれらの病変が認められないことが多い。
- (4) 野鳥の糞などからも伝搬すると考えられている。

### 2 過去および最近の発生状況

- (1) わが国では、1925年の千葉県での発生例からH7N7のインフルエンザウイルスが分離されており、それ以降は発生していない。
- (2) 最近の世界での発生例としては、香港(1997年、H5N1)、オーストラリア(1997年、H7N4)、イタリア(1997年、H5N2)およびイタリア(1999年、H7N1)、オランダ(2003年、H7N7)、韓国(2003～4年、H5N1)などがある。

### 3 防疫措置

本病の防疫措置は感染家きん群の殺処分により行う。